

○**末原佳一委員長**

ただいまから事業常任委員会を開会します。（発言する者あり）

高比良委員、何でしょうか。

○**高比良正明委員**

正副委員長の罷免を求めます。

○**末原佳一委員長**

御意見ですか。

○**高比良正明委員**

求める動議です。

○**末原佳一委員長**

動議ですか。動議は罷免はないですけど、不信任の動議ですか。

○**高比良正明委員**

はい。直ちに不信任で。直ちに解散を求めます。

○**末原佳一委員長**

以上、高比良委員から動議が出ましたので、暫時休憩します。

○**末原佳一委員長**

休憩前に引き続き委員会を開きます。

先ほど高比良委員から提出された動議について、審議に入ります。

では、高比良委員の正副委員長の不信任を議題とし、続けます。

○**京西且哲副委員長**

まず、委員長に対し不信任とする件についてを議題といたします。

（末原佳一委員長退席）

委員長が除斥となりましたので、私が議事の進行を務めさせていただきます。

提案理由の説明を求めます。

○**高比良正明委員**

8月27日の本会議においても一旦は説明いたしましたけども、同じ理由であります。本事業常任委員会において、11月に岡山市へ視察に行くということで内定しておりましたところ、委員に何らの説明もなく、独善的に正副委員長でその視察を中止したと。つまり、委員の学ぶ機会を喪失させたということが理由であります。

そういった独善的な運営を図るような、そのような正副委員長と共に議案を審査するということはふさわしくない、信義にもとるのではないかという考えから理由を説明いたします。

○**京西且哲副委員長**

ただいまの提案理由の説明について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。本件について採決します。

本件については、起立採決をもって行います。なお、着席の委員は反対とみなしま

す。

お諮りします。本件について、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数です。よって、本件は否決されました。

(末原佳一委員長着席)

○末原佳一委員長

次に、副委員長に対し不信任とする件についてを議題とします。

(京西且哲副委員長退席)

提案理由の説明を求めます。

○高比良正明委員

先ほどの委員長と同様、独善的な委員会の運営によって信義則を損ねるということがあったということが理由であるということと、先ほど、委員長の不信任に対して他の全ての委員が反対するというようなことになりました。それは、私はかつてから理由を説明してくださいと。反対するのも賛成するのもそれは結構なんですけども、反対するのであれば反対の理由が必要であると。それを市民の皆さんにお示しすることが、議会基本条例に基づいた我々議員の責務だというふうに考えてますけども、それについてもお果たしにならない委員の皆様というようなことがこの議事録に記載されたということで、一定目的を果たしたのかと思っておりますけれども、それでも正副委員長については、やはり問題点について話し合うべきだというふうに考えますので、この不信任について提起いたしました。

○末原佳一委員長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。本件について採決します。

本件について、起立採決をもって行います。なお、着席の委員は反対とみなします。

お諮りします。本件について、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数です。よって、本件は否決されました。

(京西且哲副委員長着席)

それでは元の議事に戻ります。

本委員会に付託された事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査の方法は、議案番号順に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そのように進めさせていただきます。

まず、議案第70号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○奥野光好まちづくり推進部長

議案書の33ページをお願いいたします。

議案第70号岸和田市唐国地区・摩湯地区地区計画の区域内における建築物等及び緑化率の制限に関する条例の制定について御説明いたします。

まず、制定の理由でございますが、摩湯地区の区域内において良好な都市基盤の整備を行うとともに、周辺市街地環境と調和しつつ、緑豊かで環境に配慮された流通または商業施設を中心とする市街地の形成を図るため、当該地区を市街化区域編入し、併せて都市計画法に基づく地区計画を決定し、適正な都市機能と健全で良好な都市環境を確保するために、建築基準法による建築制限及び都市緑地法による緑化率の制限を定めるものでございます。

それでは、条例の概要につきまして説明

いたします。35ページをお願いいたします。
第1条は、先ほど御説明いたしました理由について、この条例の目的として定めております。

第2条は、この条例で使用する用語の定義について定めており、特に定めのないものは建築基準法、建築基準法施行令及び都市緑地法の定めるところによるものとしております。

第3条は、この条例の適用区域について定めており、都市計画法に基づき決定した摩湯地区計画の区域内とし、同区域の変更があったときは、変更後の区域内に適用することとしております。

第4条は、この条例における地区の区分と名称を定めており、地区の区分としては流通サービス地区と生活利便サービス地区の2地区を定めております。

第5条は、第4条で定めた地区において、その地区の特性に応じた土地利用を図るため、建築物の用途の制限を定めております。

第6条は、建築物の敷地面積の最低限度について定めており、流通サービス地区及び生活利便サービス地区、それぞれの地区の特性に応じて最低限度の敷地面積を定めています。

第7条は、建築物の敷地が地区の区分または当該地区の内外にわたる場合等の措置について定めており、第5条及び第6条の規定について、地区がまたがる場合は、敷地の過半が属する地区に関する規定を適用し、当該地区外に過半の敷地が属する場合は、これらの規定を適用しないことと定めております。

36ページをお願いいたします。第8条は、建築物の高さの最高限度について定めており、流通サービス地区では箇所によって高さを定めております。

第9条は、壁面の位置の制限について定

めており、道路と敷地とが調和した安全で快適な環境空間を確保するよう、流通サービス地区及び生活利便サービス地区、それぞれの地区の特性に応じて壁面後退距離を定めております。

第10条は、垣または柵の構造の制限について定めており、生け垣や透視可能な構造とするよう定めております。

第11条は、建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合を定めており、流通サービス地区及び生活利便サービス地区、それぞれの地区の特性に応じて緑化率の最低限度を定めております。

なお、第5条から第11条までについての具体的な規定については、39ページから42ページにかけての別表により定めております。

37ページをお願いいたします。第12条は、既存の建築物について、この条例に定める制限の適用除外について定めております。

38ページをお願いいたします。第13条は、この条例の適用除外について定めております。

第14条は、敷地内における緑化施設に係る景観形成上の配慮義務について定めております。

第15条は、規定に違反した場合の罰則について定めております。

第16条は、法人等の場合は、違反の行為者以外にも第15条の罰則規定が適用されることを定めております。

39ページをお願いいたします。第17条は、条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとしております。

附則の施行期日でございますが、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

○末原佳一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○宇野真悟委員

議案第70号岸和田市唐国地区・摩湯地区地区計画の区域内における建築物等及び緑化率の制限に関する条例の制定について伺います。

摩湯地区は岸和田市摩湯町のことかと思いますが、唐国地区というのは隣の和泉市唐国町のことかと思います。今回、市街化区域編入に至った経緯と、地区計画の名称に唐国地区が含まれている理由についてお答えください。

○渡邊光司都市計画課長

当該地は都市計画マスタープランにおきまして住宅産業共存地区に位置づけされており、住宅や町工場、日常の生活を支える商業・サービス機能が共存する利便性の高い生活環境を形成することを目指した区域となっております。

今般、泉州山手線沿道を生かしました流通・業務施設など、隣接する和泉市唐国地区との一体的な土地利用を誘導する区域として、泉州山手線の延伸事業と連携し、産業の創出と市街地の物理的連担による市街地環境の形成に寄与することが期待されることから、今回大阪府が行う区域区分の見直しに際しまして市街化区域編入を行うものでございます。

また、今回の区域区分の変更に併せ、用途地域の制限に加え、地区計画により良好な土地利用の誘導を図るため、条例の制定を行うものでございます。

なお、今回定める地区計画の名称につきましては、平成23年3月に告示されております和泉市唐国地区地区計画との整合を図ることから規定するものでございます。

○宇野真悟委員

平成23年3月告示の和泉市唐国地区地区

計画との整合性を図るために唐国地区・摩湯地区地区計画という名前になっているという説明でした。

では、今回の地区計画と和泉市唐国町における地区計画について、何か違いがあるのか御説明ください。

○渡邊光司都市計画課長

和泉市唐国地区地区計画との比較でございますが、地区計画の目標や土地利用方針は、両地区の一体的な土地利用を想定していることから同一となっております。

しかし、岸和田市域におきましては、隣接する東ヶ丘町への影響を軽減するため、同じ流通サービス地区における代表的な制限の比較につきましては、壁面の位置の制限について、隣地境界から唐国地区地区計画では6メートルのところを10メートル以上確保することとしたほか、建築物の緑化率の最低制限を設けてございます。また、建築物につきましても、唐国地区地区計画に規定される用途制限より厳しい内容となっております。

○宇野真悟委員

近隣の住宅地である東ヶ丘町への影響を考慮して、和泉市唐国町の都市計画より厳しいものとしているという説明でした。東ヶ丘町については、第一種低層住居専用地域ということで非常に閑静な住宅地です。この用途地域変更に伴う影響については、地元の自治会や住民に対しても丁寧に説明し、和泉市との調整についてもきちんと窓口としての役割を果たしていただきますようお願いいたします。

さて、今回市街化区域編入される地域の一部に第一種住居地域が含まれておりますが、住宅の建設が可能と考えてよいのか、また、大阪府の指針についてはどうなっているのかお答えください。

○渡邊光司都市計画課長

大阪府におきましては、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更は、昭和45年の当初決定以降おおむね5年ごとに府内一斉に見直しを実施してございます。今年度実施する第9回線引き見直しに先立ち、令和5年2月に大阪府よりその基本方針が示されてございます。

基本的な考え方といたしましては、現行の市街化区域内における既成市街地の再整備や低未利用地の活用等により、土地の有効活用を図り、市街地の無秩序な拡大抑制に努めることを基本としつつ、市町村マスタープラン等との整合を図り、都市機能の集約を図る区域や交通ネットワークを活用した産業立地を促進する区域においては、必要最小限度の区域で市街化区域への編入をすること、また、今後の社会情勢や自然環境の変化に対応するため、災害のリスクが高い区域におきましては、新たに市街地が形成されないよう原則として市街化区域に編入しないこと、また、計画的な市街化の見込みがない区域などにつきましては市街化調整区域へ編入することなどが示されてございます。

具体的には、各市町村で策定されております立地適正化計画等に基づき、鉄道駅や役所など、地域の生活環境からの徒歩圏の区域または主要な幹線道路沿道の区域におきまして、現行の市街化区域と連担するなど、一体の市街地形成が図られている区域であり、かつ土地区画整理事業や地区計画等を定めることにより都市基盤の施設整備を行うなど、計画的な土地利用を誘導する区域であることなどが編入条件となっております。

そのため、住居系土地利用につきましては、地域の生活環境から徒歩圏の区域に限ってございまして、市街化区域編入におけます条件として非常に厳しいものと

なっておりますため、本地区における住宅の建設は制限してございます。

なお、今回、用途地域を第一種住居地域に定める区域における現状の土地利用状況につきましては、病院、その駐車場、ため池などが主なものとなっております。

○宇野真悟委員

岸和田市の持続的な成長を促すためには、市街化区域を拡大し、産業誘致を行い、就業環境の創出や安定した税収を確保し、子育て世代をはじめとする市民サービスの向上を図り、定住促進を促す取組が重要であると考えます。

しかし、本市は隣接する和泉市や貝塚市に対して市街化にあまり積極的でないように感じますが、主要な幹線道路沿道の区域においては、土地区画整理事業や地区計画等を定めることで市街化区域編入ができるということを確認できました。まさに泉州山手線沿線のことかと思えます。

本市の産業用地の不足は誰の目にも明らかですので、地元町会など関係者との協議をしっかりと行い、事業進捗に伴う沿道の利活用についても引き続き取り組んでいただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○高比良正明委員

今回の摩湯地区の市街化区域編入について、私も所属しております岸和田市都市計画審議会において、数回にわたり議論し、先日市長からの諮問に対して答申をいたしました。その議論の中でも確認した内容と重複しますが、再度お答えいただきたいと思います。

今回の摩湯地区における市街化区域編入については、和泉市唐国地区の開発に連動する形で、その隣接区域として一体的なまちづくりを目指すものとのことですが、和泉市と本地区との違いは、隣接して東ヶ丘

町があり、住民の不安もお聞きしているということです。

本変更に先立ち、2024年12月27日に大阪府が決定した南部大阪都市計画区域区分の変更に対する意見書では、和泉市側は産業の集積だが、岸和田市側は池や山林などの豊かな自然を背景とした住宅地域で、住宅・産業共存地区という表現は事実誤認であること、東ヶ丘町は第一種低層住居専用地域で、高度制限を守り、商業エリアを北部に限定してきたのであり、自然環境の保全と、東ヶ丘断層もあり、開発が事故につながる傾斜地の崩壊を危惧するので、市街化調整区域の緩衝エリアを保持することといった要望が寄せられています。

そこで、今回の条例にある地区計画における岸和田市の方針についてお答えください。

○渡邊光司都市計画課長

今回の都市計画の決定に先立ちまして、都市計画法第17条に基づく図書の縦覧及び説明会を開催いたしまして頂いた御意見を踏まえまして、今回の摩湯地区地区計画におきましては、流通サービス地区に隣接する東ヶ丘町に配慮いたしまして、和泉市とは異なる制限を行ってございます。

具体的には、建築物の用途制限として、周辺の住環境に配慮した流通・業務施設を誘導するために、ホテル、ボウリング場、カラオケボックス、病院などの建築物を制限してございます。また、壁面位置の制限といたしまして、第一種低層住居専用地域の境界から10メートル以上確保することなどを規定の上、建築物の高さ制限を行うことで日照や景観上の配慮を行うほか、建築物の緑化率の最低限度として20%以上の緑化の確保を規定した上、屋上緑化ではなく地上面での緑化により、環境や景観面での配慮を予定してございます。さらに、地区

施設といたしまして、地区の外縁部に緩衝帯となる緑地を配置することとしてございます。

なお、地区計画による規制ではございませんが、建築基準法により、第一種低層住居専用地域における日影規制により、建築物の高さの最高限度につきましては一定の制約がかかることとなります。

○高比良正明委員

住民が不安に思われていた日照権の問題、そして都市計画審議会の中でも委員が言われておった緑化のパーセンテージに屋上緑化を含むのではないかという質問に対して、そうではないです、まともに地べたの分だけで20%取りますというようなことをお答えいただいたというのは評価したいと思います。

今回の摩湯地区内において、ため池が数か所存在しておりますが、これらため池は大雨時の防災機能として保水機能を有するものになっていないでしょうか。都市緑地法施行規則第9条、建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積によれば、植栽以外に、ため池も水平投影面積が緑化施設の面積として含まれるとなっています。

現状のため池が喪失した場合、その緑化の考え方についてお答えください。

○渡邊光司都市計画課長

現状のため池につきましては、主に農業用水のためのため池でございまして、大雨時におけます防災機能等を有するものではないと考えてございます。

また、ため池が喪失する場合における緑化の考え方につきましては、地区ごとに定める緑化率の最低限度となる流通サービス地区では20%、生活利便サービス地区では10%の緑化が必要となりまして、その配置につきましては周辺地域に配慮することとしてございます。

○高比良正明委員

現状、ため池につきましては、今のよう
な雨が降らない状態でもある程度の水をた
たえているということで、治水ではないと
いうことは了解いたしました。

それでは、現状で、今度はため池の堤の
ところを利用して東ヶ丘町から唐国方面に
抜ける通路があり、それを住民も利用され
ています。今後、当該通路を車が通行でき
る道路整備が行われれば、東ヶ丘町の住宅
地内を抜け道に利用されるというふうに東
ヶ丘町の住民も御不安に思われているとい
うことがあるわけですが、この予定は
あるのでしょうか。

○渡邊光司都市計画課長

今回、都市計画決定を行う地区計画に規
定する地区施設の整備におきまして、道路
整備の位置づけはございません。

なお、本地区におきまして、今後開発事
業者により、周辺町会等との協議の後、必
要に応じて道路整備を行うことは可能であ
ろうかと考えますが、現時点では具体的な
開発計画は提出されてございません。

○高比良正明委員

現状では和泉市側がトラックの車庫とい
うふうに利用されておりまして、東ヶ丘町
の住民からすれば、あのトラックが住宅地
の中を通るんじゃないかという御不安もや
っぱりあるわけです。でも、さすがに現実
的にはトラックが通ることはないでしょう
と。道自体も今は自転車やバイクぐらいま
でということになってますので、あれも拡
幅して抜け道利用されることは多分ないで
あろうというふうに受け取ります。

流通・業務施設を誘導することで産業誘
致を進めていくことも必要なことであると
考えますけれども、併せて既存の住環境を
守っていくことも非常に重要なことである
と考えています。本条例の施行によって、

周辺の住環境にも配慮した、よりよいまち
づくりが推進されていくよう要望しまして
質問を終わります。

○中井良介委員

今までの委員の質問と重なるところもあ
るんですが、今回の地区計画で、市街化区
域編入というところですけども、理由が幹
線道路の沿道に当たり、あるいはその市街
地に接するところであり、地権者の同意も
あるというふうには聞いているんですが、
先ほどから出ていますように、第一種低層
住居専用地域という環境のすぐそばでもこ
ういう開発許可が行われるのかどうか。先
ほど言いましたように、その理由がある
ということですけど、そういうことが本来認
められていいのかどうかというのは非常に
疑問なんですけど、どうでしょうか。

○渡邊光司都市計画課長

具体的な開発計画は現時点で出てござい
ませんので、どういう土地利用をされるか
現時点では分からないんですけども、ただ、
やはり接道要件であったりとか、先ほど申
し上げた地区計画の条例の規定であったり
とか、その辺りを遵守いただくことで開発
行為は可能であるというふうに考えてござ
います。

○中井良介委員

そのために用途の制限やら建物の高さ制
限とか、いろいろ規制はあるわけですが、
先ほどから出てますように、例えば物流の
そういう施設ができるということなんでし
ょうか。

○渡邊光司都市計画課長

まだ具体的な開発計画は出ておりません
ので、用途については分からないんですけ
ども、ただ、土地所有者と現状、地区計画
の運用につきまして協議を進めてございま
して、その中では、流通サービス事業を展開
していきたいという御希望はお聞きして

ございます。

○中井良介委員

ということは、倉庫ができてトラックが走るということになるわけですね。それが環境にどういう影響が出るかというのは非常に心配です。

それと、今回の地区の中で生活利便サービス地区というのも設けられているんですが、これについてはどうなんですか。

○渡邊光司都市計画課長

先ほど申し上げましたように、生活利便サービス地区につきましては、現状、病院とその駐車場、ため池が用途になってございまして、今後考えられる土地利用としては、その範囲の土地利用かなというふうに考えてございます。

○中井良介委員

この市街化区域編入の開発計画そのものが、岸和田市にとってどういうメリットがあると考えておられますか。

○渡邊光司都市計画課長

岸和田市といたしましては、先ほど申し上げましたように、泉州山手線沿道の利活用を進めるために、また、産業立地を促進させ、雇用なり定住人口の増加につながるように土地利用が図られるものというふうに考えてございまして、期待しているものでございます。

○中井良介委員

定住人口の増加と言いますけど、住宅は建てられないんでしょ。どうなんですか。

○渡邊光司都市計画課長

委員おっしゃるように、住宅は建築できません。

○中井良介委員

もう都市計画決定もされているということで、これは今後開発がなされていくと思うんですが、周辺住民のそういう不安というのはこれからますます募ってくると思う

んですが、そういう苦情なり不安や相談というのは、岸和田市ではどこが受けるんでしょう。

○渡邊光司都市計画課長

地区計画の運用につきましては、現状都市計画課が所管してございますので、そちらが一旦窓口になるかと思います。また、具体的な開発行為につきましては、建設指導課が開発事業者と対応するものと考えてございます。

○中井良介委員

住民の声にしっかり応えて対応していただきたいと思います。

○米田貴志委員

他の委員からの質問で概要また質問内容も大方オーケーなんですけども、やはり共通しているのは地域住民といかに協力体制を取っていけるかどうかというのが一番大事やと思いますので、地域ごとに、ここを開発していく中で本当に歓迎されるようなものにしていただきたいなと思いますし、私たちとしても、ここの開発には大いに期待いたしておりますし、ここの成功が今後の泉州山手線沿線についても広がっていくと思いますので、ここの成功が山手線沿線の地区計画開発にも大きく寄与するものだと思っていますので、十分慎重にやっていただきたいと思います。

さっき、苦情はというお話がありましたけども、これも本当にどこだけが受けるというのではなくて、一丸となってそういう体制を構築していただきたいと思います。

定住人口の話がありました。ここに住宅ができひんからという話がありました。いやいや、市内に住んでもうたらええ話なので。関係人口も増える話になってくと思うので、岸和田市に交流人口、定住人口それから関係人口が増やせるきっかけにもなるといいますから、しっかり頑張っていた

だきたいと思いますが、その辺については
どうお考えでございますか。

○渡邊光司都市計画課長

頂いた御意見も重々承知してございます。
励みとしまして、土地利用の推進といいま
しょうか、都市計画の運用に努めてまいり
たいと考えてございます。

○朧原佳一委員長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第70号の質疑を終結しま
す。

次に、議案第75号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○奥野光好まちづくり推進部長

議案書59ページをお願いいたします。議
案第75号岸和田市営住宅条例の一部改正に
ついて御説明いたします。

条例改正の理由でございますが、市営住
宅の明渡しの請求を受けた者が退去しない
場合、公営住宅法の規定の趣旨及び内容を
踏まえつつ、市営住宅の管理の実情に応じ
た取扱いにより、明渡しを行う日までの期
間について、近傍同種の住宅の家賃の額、
改良住宅にあつては限度額に相当する額を
徴収してきたところ、解釈上の疑義を生じ
させないようその旨を明確に規定すること
としたほか、その他所要の規定の整備を図
るものとするものでございます。

内容につきまして、議案書61ページをお
願いいたします。第23条の見出し中、「同
居の承認」の次に「等」を加え「同居の承
認等」とし、同条に第2項を加え、死亡ま
たは転出により同居者に異動が生じたとき
は、入居者に対し直ちに届出を行うよう義
務づけております。

次に、第28条、住宅の明渡し請求に第5
項及び第6項を加え、第5項として、住宅
の明渡し請求を受けた者に対して徴収する

ことができる額を近傍同種の住宅の家賃の
額に相当する額とすること、第6項として、
その徴収する方法について規定しておりま
す。

なお、附則といたしまして、この条例は
公布の日から施行することとしております。

○朧原佳一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第75号の質疑を終結しま
す。

次に、議案第76号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○越智正則下水道河川部長

議案書63ページをお願いいたします。議
案第76号岸和田市下水道条例の一部改正に
ついて御説明いたします。

改正の理由でございますが、令和6年1
月に発生した能登半島地震では、排水設備
等の工事を行うことができる事業者が不足
し、下水道の復旧が遅れることとなりました。
そのことを踏まえ、国より、被災地で
の排水設備等の工事が円滑に実施されるよ
う見直しの通知があったことから、関係す
る規定の整備を図ろうとするものでござい
ます。

改正の内容につきましては、65ページを
お願いいたします。排水設備等の新設等及
び廃止の工事は、軽微なものを除き、市長
の指定を受けた指定排水設備工事事業者で
なければ行つてはならないとしているところ、
その例外規定に、災害その他非常の場合
において他の市町村長の指定を受けた者
に行わせる工事を加えることとするもので
ございます。

なお、附則といたしまして、この条例は
公布の日から施行するものでございます。

○朧原佳一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第76号の質疑を終結します。

次に、議案第83号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○越智正則下水道河川部長

議案書89ページをお願いいたします。議案第83号令和6年度岸和田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本件は、令和6年度下水道事業会計決算において生じました未処分利益剰余金の処分を決算認定に先立って行おうとするものでございます。なお、決算の詳細につきましては、決算常任委員会において御説明させていただきます。

処分の内容でございますが、まず1つ目は、減債積立金に10億3028万9058円を積み立てるものでございます。これは、令和6年度決算において生じました純利益について、後年度の企業債償還金の財源に使用するため、減債積立金に積み立てる必要があることから、処分の御議決をお願いするものでございます。

2つ目は、資本金に9億9966万61円を組み入れるものでございます。この額は、令和6年第3回定例会において御議決いただき、減債積立金に積み立てたものでございます。この積立金を令和6年度に企業債償還金の財源に使用いたしましたので、他の未処分利益剰余金と分けて整理するため、資本金へ組み入れるものでございます。

これらの処分によりまして、未処分利益剰余金の金額を処分することとなるため、翌年度に繰り越す未処分利益剰余金はなしとなっております。

○乗原佳一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第83号の質疑を終結します。

以上で付託議案の質疑を終結します。

暫時休憩します。

○末原佳一委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

討論、採決に入ります。

議案第70号、議案第75号、議案第76号及び議案第83号の以上4件につきまして、一括して討論、採決したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。直ちに付託議案を採決します。

議案第70号、議案第75号、議案第76号及び議案第83号の以上4件につきまして、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、本各件は原案を可とすることに決しました。

最後に、委員会の報告はいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で事業常任委員会を閉会します。

(以 上)